

（セッション NO. 17）「未来に向けて歩き出すために（海外専門家との個別対話）」

○開催日時：平成27年9月16日（水）、9月17日（木）、9月18日（金）

○場所：応急仮設住宅（鬼越、工業団地、中央台）

○コーディネーター、パネリスト、講師等：

・（中山幹康）（東京大学大教授）、（カール・ブルック）（環境法研究所[米国]国際部長）、（シャフラディン・カリミ）（アンダラス大学[インドネシア]教授）、（ジャガト・マナトンゲ）（モラツワ大学[スリランカ]上級講師）

○参加者数 約30名（個別対話の対象者）

○概要

【セッションの目的】

海外研究者のうち3名が応急仮設住宅の住民と1対1で対話を実施する中で、被災地の復興に向けた住民の本音を異文化交流の中で引き出していく、

【得られた知見】

- ・ 仮設住宅が「閉鎖される日」まで留まることを志向する理由として「ここでは隣人が直ぐ隣に居るので毎日交流できて楽しい」ことを上げる住民が多い。
- ・ 複数世代から構成される家族では、仮設住宅が閉鎖された後に「何処に移り住むか」を家族の間で話す機会が増えている。
- ・ 広野町には戻らない理由として、子供を持つ世帯では、「子供が（避難先の）学校に馴染んでいるから転校させたくない」こと挙げる住民が多かった。
- ・ 「依然として高い放射線量への不安」あるいは「公表される計測値への不信」を、若い世代が広野町に戻らない理由として挙げる声が多く聞かれた。
- ・ 住宅を再建あるいは修理する際に、材料費や工賃の高騰、人手不足により、遅延が生じていることが、帰還を阻害する要因として複数の住民が挙げた。
- ・ 「行政（町役場の職員）が自分たちの話を聞いてくれない」ことへの不満が多くの住民から表明された。

【提言】

- ・ 高齢者が（特に単身で）広野町に帰還する際には、「隣人とは隔たった（以前の住居である）一戸建てで孤立する」ことを回避する為に、アパート形式の公営住宅を（有償で）提供することを検討すべき。また、そのような住宅では住民間の交流を促す為の催し等が立案・実施されるべき。
- ・ 「町役場で出来ること/出来ないこと」を明確にした上で、住民の意見を行政（町役場の職員）が聞く、行政が何らかの対応をすることを暗黙の内に義務付けることがない「非公式な場」を設営すべき。